

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会

平成 27 年 8 月 13 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 9件

厚生年金保険関係 9件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 4件

厚生年金保険関係 4件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500001号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500051号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和58年4月30日から同年11月8日に訂正し、同年4月から同年10月までの標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

昭和58年4月30日から同年11月8日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和57年3月1日から同年5月17日まで
② 昭和58年4月30日から昭和59年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社が経営するB支店に昭和57年3月1日から昭和59年4月1日まで勤務していたにもかかわらず、同社における年金記録が昭和57年5月17日から昭和58年4月30日までとなっているとの回答を受けた。請求期間①及び②についてもC職としてB支店に勤務していたので、請求期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として、年金額に反映する記録訂正をしてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、A社における複数の元同僚及び当該期間当時にB支店が入居していたビル所有者の回答並びに請求者から提出された写真から判断すると、請求者が当該期間において同社のB支店に継続して勤務していたことが推認できる。

また、請求期間②について、A社に係る事業所別被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)を見ると、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、昭和58年4月30日と記録されており、当該喪失年月日は同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(以下「全喪日」という。)と同日であるところ、当該資格喪失に係る届出の受付年月日は、同社の全喪日から7か月も経過した後の同年11月8日と記載されている。

さらに、被保険者名簿を見ると、前述の届出の受付年月日(昭和58年11月8日)時点において、被保険者資格を有していた60人のうち、請求者と同様に遡及して資格喪失処理が行われている者が40人確認できる上、昭和58年4月以降に厚生年金保険の被保険者資格を取得している残り20人については、「全喪のため」を理由として、遡及して、当該受付年月日と同日に、当該資格取得が取り消されているなど、不自然な処理が行われている。

加えて、A社に係る商業登記簿謄本によると、前述の全喪日より後の昭和58年6月8日に新たに役員5人が就任している上、同社で経理を担当していたとする者及び複数の元従業員が、同社は同年11月頃に倒産した旨陳述していることから判断すると、同社は全喪日以降においても事業を継続しており、少なくとも前述の資格喪失に係る届出の受付年月日である同年11月8日までの期間については、当時の厚生年金保険法における適用事業所の要件を満たしてい

たと認められる。

これらを総合的に判断すると、請求者について、昭和 58 年 4 月 30 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、当該資格喪失処理に係る届出の受付年月日である同年 11 月 8 日とすることが妥当である。

また、昭和 58 年 4 月から同年 10 月までの標準報酬月額については、被保険者名簿における請求者の記録から、10 万 4,000 円とすることが妥当である。

一方、請求期間②のうち、昭和 58 年 11 月 8 日から昭和 59 年 4 月 1 日までの期間について、A 社において、経理を担当していたとする者は、「A 社が経営する B 支店を含む支店の給与計算事務は、全て本部で一括して行っていたが、昭和 58 年 11 月頃に同社の経営状況が悪化してからは、本部から給与が支払われなくなり、各地の支店が独自に運営し、給与も独自に支給されていた。」旨陳述しているところ、B 支店における昭和 58 年 11 月以降の実態は不明であり、請求者の給与から厚生年金保険料が控除されていたか否かについて確認することができない。

また、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、平成元年に解散しており、元事業主は所在が不明であることから、請求者の請求期間②のうち、昭和 58 年 11 月 8 日から昭和 59 年 4 月 1 日までの期間に係る勤務の状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間②のうち、昭和 58 年 11 月 8 日から昭和 59 年 4 月 1 日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

次に、請求期間①について、請求者に係る雇用保険の記録を見ると、A 社における雇用保険の資格取得年月日は昭和 57 年 5 月 17 日と記録されており、請求者の厚生年金保険の資格取得年月日と一致しているところ、オンライン記録によると、請求者が同社の B 支店に同時期に入社したとする複数の元同僚に係る厚生年金保険の資格取得年月日についても請求者と同日が記録されている。

また、D 市は、請求期間①と重なる期間において、請求者に係る国民健康保険の被保険者記録が有り、同被保険者資格は、厚生年金保険の被保険者資格を取得した請求期間①の終期の翌日である昭和 57 年 5 月 18 日に喪失されている旨回答している。

さらに、A 社において、請求者とは別の支店に勤務していたとする元従業員が保管する同社における給与支給明細書を見ると、同人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した日の当月分に係る給与から厚生年金保険料が控除されているが、当該資格を取得した日の前月分に係る給与からは厚生年金保険料が控除されていない。

加えて、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、平成元年に解散しており、元事業主は所在が不明であることから、請求者の請求期間①に係る勤務の状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間①及び請求期間②のうちの昭和 58 年 11 月 8 日から昭和 59 年 4 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500086号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500053号

第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成6年6月30日から同年7月1日に訂正し、同年6月の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。
平成6年6月30日から同年7月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。
事業主は、請求者に係る平成6年6月30日から同年7月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。
- 2 請求者のA社における平成5年3月1日から平成6年6月30日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成5年3月は13万4,000円を18万円、同年4月から平成6年5月までは13万4,000円を17万円とする。
平成5年3月から平成6年5月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。
事業主が請求者に係る平成5年3月から平成6年5月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。
- 3 請求者のB社における平成6年7月1日から平成7年1月15日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成6年7月は17万円を20万円、同年8月は17万円を19万円、同年9月及び同年10月は17万円を20万円、同年11月は17万円を18万円、同年12月は17万円を19万円とする。
平成6年7月から同年12月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。
事業主が請求者に係る平成6年7月から同年12月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。
- 4 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等
氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :
- 2 請求内容の要旨
請 求 期 間 : ① 平成6年6月30日から同年7月1日まで
② 平成5年2月8日から平成6年6月30日まで
③ 平成6年7月1日から平成7年1月15日まで

請求期間①について、A社における同僚の被保険者記録を訂正した旨のお知らせ文書が年金事務所から届いたことにより、当該期間の被保険者記録が無いことが分かった。当該期間は、同社の指示でC支店に勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていた

ので、当該期間を保険給付の計算の基礎となる年金記録に訂正してほしい。

請求期間②及び③について、A社及びB社に勤務していた期間の標準報酬月額が、実際の報酬額より低い記録となっている。給料明細書等を提出するので、当該期間の標準報酬月額を訂正し、保険給付の計算の基礎となる年金記録にしてほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、雇用保険の記録並びにA社の事業主及び元同僚の陳述から判断すると、請求者は当該期間も、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、請求者から提出された平成6年6月の給料明細書、D銀行から発行された請求者に係る預金入出金明細表及びA社の事業主の陳述から判断すると、請求者は、請求期間①に係る厚生年金保険料を同社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ところで、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間①に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①に係る標準報酬月額については、前述の給料明細書により確認できる報酬月額から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の事業主は「社会保険事務所（当時）に対し、請求者の資格喪失年月日を誤って届け出た。」旨陳述している上、事業主が資格喪失年月日を平成6年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年6月30日を資格喪失年月日として届出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の同年6月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②のうち、平成5年3月1日から平成6年2月1日までの期間及び同年3月1日から同年6月30日までの期間について、請求者から提出された当該期間の各月に係る給料明細書及び前述の預金入出金明細表により、請求者は、当該期間について、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間②のうち、平成6年2月1日から同年3月1日までの期間について、請求者は、給料明細書等を保管していないが、前述の預金入出金明細表並びに同年1月及び同年3月の給料明細書から判断すると、当該期間について、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間②のうち、平成5年3月1日から平成6年6月30日までの期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間②のうち、平成5年3月1日から平成6年6月30日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給料明細書等により確認又は推認できる厚生年金

保険料控除額及び報酬月額から、平成5年3月は18万円、同年4月から平成6年5月までは17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る上記訂正後の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間②のうち、平成5年2月8日から同年3月1日までの期間について、前述の預金入出金明細表から、当該期間に係る給与振込額は確認できるものの、請求者は給料明細書等を保管していない上、前述のとおり事業主から回答が得られないことから、請求者の当該期間における給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間②のうち、平成5年2月8日から同年3月1日までの期間における給与支給額及び厚生年金保険料控除額について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間②のうち、平成5年2月8日から同年3月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 請求期間③について、請求者から提出された当該期間の各月に係る給料明細書及び前述の預金入出金明細表により、請求者は、当該期間について、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料をB社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間③に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間③に係る標準報酬月額については、前述の給料明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、平成6年7月は20万円、同年8月は19万円、同年9月及び同年10月は20万円、同年11月は18万円、同年12月は19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る上記訂正後の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500029号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500054号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成10年8月1日から平成12年7月31日までの期間の標準報酬月額については、平成10年8月から平成11年3月までは9万2,000円を41万円、同年4月から平成12年6月までは9万2,000円を26万円に訂正することが必要である。

平成10年8月から平成12年6月までの上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

- 2 請求者のB社における平成16年7月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額については、17万円を20万円に訂正することが必要である。

平成16年7月及び同年8月の上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が、請求者に係る平成16年7月及び同年8月の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成10年8月1日から平成12年7月31日まで
② 平成16年7月1日から平成19年8月1日まで

A社における厚生年金保険被保険者期間のうち、請求期間①の標準報酬月額が著しく低く記録されているが、当該期間も従前と同じ41万円程度の給与を受けていたので、請求期間①の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

また、B社における厚生年金保険被保険者期間のうち、請求期間②の標準報酬月額が17万円と記録されているが、当該期間も従前と同じ20万円程度の給与を受けていた。当該期間のうち、一部の給与明細書を提出するので、請求期間②の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、オンライン記録によると、請求者の請求期間①の標準報酬月額は、当初、平成10年8月から平成11年3月までは41万円、同年4月から平成12年6月までは26万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成12年7月31日より後の同年8月17日付で、平成10年8月1日に遡って9万2,000円に引き下げられている。

また、A社の元事業主は、「経営が苦しく、厚生年金保険料を滞納していたことがあった。」旨陳述しているところ、年金事務所から提出された不納欠損整理簿を見ると、同社は、請求

期間直前の平成7年度から平成9年度までの厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

さらに、A社に係る商業登記簿謄本により、請求期間①当時、請求者が同社の取締役であったことが確認できるものの、請求者は、「実際は役員としての活動はしておらず、C県で一人営業職として勤務していた。また、給与計算や社会保険事務には関与していない。」旨陳述しており、同社の元事業主も、「A社はD県にあったが、請求者はC県で営業活動をしており、社会保険事務には関与していなかった。」旨陳述している。

これらのことから判断すると、平成12年8月17日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えるのが難しく、請求者について遡って標準報酬月額減額処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、当該遡及減額処理が有効な記録訂正であったとは認められない。

ところで、請求期間①のうち、平成11年4月1日から平成12年7月31日までの期間について、請求者は、「請求期間①を通じて、41万円程度の給与を受けていた。」旨主張しているところ、A社の元事業主は、「既にA社は廃業しており、関連資料を廃棄している。」旨陳述しており、当該期間について、請求者が主張する給与の支給及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、請求者がA社の元事業主から入手したとする平成11年の定時決定に係る標準報酬決定通知書を見ると、当該定時決定の基礎となる請求者の同年5月から同年7月までの報酬月額は25万円と記載されており、当該報酬月額に見合う標準報酬月額はオンライン記録どおりの26万円である。

以上のことから総合的に判断すると、請求者の請求期間①の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た平成10年8月から平成11年3月までは41万円、同年4月から平成12年6月までは26万円とすることが妥当である。

2 請求期間②のうち、平成16年7月1日から同年9月1日までの期間については、請求者から提出されたB社の給与明細書により、請求者が、当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額17万円を超える報酬月額の支払を受け、標準報酬月額20万円に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、請求者の平成16年7月及び同年8月の標準報酬月額については、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額の20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主に照会したが回答は無く、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間②のうち、平成16年11月1日から平成18年5月1日までの期間については、請求者から提出された給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（17万円）は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

また、請求期間②のうち、平成16年9月1日から同年11月1日までの期間及び平成18年5月1日から平成19年8月1日までの期間については、B社の元事業主に照会したが回答は無く、請求者の当時の住所地を管轄するE市市税事務所は、「請求者の請求期間②に係

る課税基礎資料は保管していない。」旨回答しており、請求者の当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

このほか、平成 16 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間及び平成 18 年 5 月 1 日から平成 19 年 8 月 1 日までの期間について、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が平成 16 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間及び平成 18 年 5 月 1 日から平成 19 年 8 月 1 日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500033号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500055号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成17年7月15日及び同年12月15日は19万円、平成18年7月14日は20万9,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月15日、同年12月15日及び平成18年7月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年7月15日及び同年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

事業主は、請求者に係る平成18年7月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年7月15日
② 平成17年12月15日
③ 平成18年7月14日

A社に在籍している知人からの連絡により、同社に勤務した期間のうち、請求期間①、②及び③について、同社から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いことが分かったので、調査の上、当該期間の各賞与に係る標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、B銀行C支店から提出された請求者に係る預金取引明細表兼残高表及びA社から提出された複数の同僚に係る賃金台帳から、請求者は、請求期間①及び②に標準賞与額19万円に見合う賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明である旨回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

請求期間③について、A社から提出された請求者に係る賃金台帳から、請求者は、請求期間③に標準賞与額20万9,000円に見合う賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者の当該期間に係る賞与の届出を行っていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間の標準賞

与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500008号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500056号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和19年10月1日、喪失年月日を昭和20年9月1日に訂正し、昭和19年10月から昭和20年8月までの標準報酬月額を50円とすることが必要である。

昭和19年10月1日から昭和20年9月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書きの規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和19年10月1日から昭和20年9月1日まで

請求期間に、勤労働員学徒として一緒にA社に勤務した、B女学校(その後のC高等学校)の同期生から、昭和19年10月1日から昭和20年9月1日までの期間について自身の厚生年金保険の加入記録が判明した旨の手紙をもらった。

私も、空襲により自宅が全焼した昭和20年*月*日まで、A社に継続して勤務していたのに、厚生年金保険の加入記録が無いので、請求期間について、同期生と同じように、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

B女学校第*期卒業*周年記念誌、C高等学校創立*周年記念誌、請求期間に係る請求者の具体的な記憶及び複数のB女学校第*期生の回答から判断すると、請求者は、昭和19年7月7日から昭和20年6月1日までの期間、継続してA社に勤務していたことが認められる。

ところで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)には、請求者と氏名が同じで生年月日及び厚生年金保険の記号番号が記載されていない昭和20年4月から同年9月1日までの被保険者記録が確認でき、当該被保険者記録は、前述の資料などから請求者の記録であると推認されるところ、被保険者名簿は被保険者について資格取得年月日順に記載・調製することになっていたが、現存する同社に係る被保険者名簿は、被保険者の姓の「いろは」順に記載されており、このことについて、日本年金機構D事務センターは、「A社に係る被保険者名簿は、資格取得年月日順に作成された被保険者名簿が何らかの理由により判読又は所在不明となったため、時期は不明であるが、事業所から氏名については「いろは」順に聞き取り調査を行い復元したものである。」旨回答している。

また、前述の復元されたものと推認される被保険者名簿には、請求者及びB女学校の同期生の1人が勤労働員学徒としてA社で勤務したとする同期生23人のうち、9人について被保険者記録が見当たらない上、全員の勤労働員日は前述の創立*周年記念誌によると昭和19年7月7日であるところ、被保険者記録が確認できる14人のうち、被保険者資格取得日が勤労働員日より前の日となっている者がいるなど、8人について資格取得日が勤労働員日と異なり、生年月日が記されていない者も複数いる等、その記録内容は、請求期間当時の同社における被保険者記録を完全に復元したものとは認められない。

さらに、請求者は、昭和 20 年*月*日の大空襲による自宅全焼により、A社に勤務できなくなったとしているところ、同社に係る被保険者名簿において、請求者は昭和 20 年 9 月 1 日に被保険者資格を喪失している上、被保険者記録が確認できる B 女学校第*期生の 14 人全員について、その被保険者資格喪失日は同年 9 月 1 日と記録されていることから、請求期間当時、同社は請求者の被保険者資格を同年 9 月 1 日までとみなしていたと考えるのが相当である。

なお、労働者年金保険法施行令第 10 条第 3 号及び厚生省告示第 50 号（昭和 19 年 5 月 29 日告示）により、勤労働員学徒は労働者年金保険の被保険者に該当しない者とされているが、前述のとおり、A社に勤労働員された B 女学校第*期生の多くの者に厚生年金保険の被保険者記録が有ることから判断すると、同社では、請求期間当時、勤労働員学徒も厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていたと考えるのが自然である。

これらを総合的に判断すると、請求者が A社に勤務していた事実が推認できるところ、同社における請求者の厚生年金保険の記録が、事業主が請求者の被保険者資格に係る届出を行った後に判読又は所在不明となり、当該記録を完全に復元できなかった可能性が相当高いと認められる一方、これらの推認を妨げる特段の事情は見当たらないことから、請求者は、厚生年金保険の適用対象を女子及び一般事務職員まで拡大し、保険料の徴収及び保険給付に関する規定が施行された昭和 19 年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を同社において取得し、当該資格を昭和 20 年 9 月 1 日に喪失したと認めるのが妥当である。

また、昭和 19 年 10 月から昭和 20 年 8 月までの標準報酬月額については、被保険者名簿の昭和 20 年 4 月の標準報酬月額の記録から 50 円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500010号

厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500057号

第1 結論

請求者のA社(後にB社に名称変更)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和49年3月15日から昭和48年10月1日に訂正し、資格取得時の標準報酬月額を8万円とした上、同年10月1日から昭和49年2月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として、同年2月1日から同年3月15日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和48年10月1日から昭和49年2月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和48年10月1日から昭和49年3月15日まで

年金事務所の記録では、A社の資格取得日が昭和49年3月15日と記録されているが、私は昭和48年10月1日に同社に入社した。同社に勤務していた期間の給料支払明細書を提出するので資格取得日の記録を同年10月1日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された給料支払明細書により、請求者は、請求期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、請求期間のうち、昭和48年10月1日から昭和49年2月1日までの期間については、前述の給料支払明細書により、請求者は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間のうち、昭和48年10月1日から昭和49年2月1日までの期間に係る標準報酬月額については、請求者から提出された昭和48年10月に係る給料支払明細書により確認できる報酬月額から、8万円とすることが妥当である。

次に、請求期間のうち、昭和49年2月1日から同年3月15日までの期間について、請求者から提出された同年2月の給料支払明細書により、請求者は、標準報酬月額8万円に見合う給与が支給されているものの、当該給与からは厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

したがって、請求期間のうち、昭和49年2月1日から同年3月15日までの期間については、厚生年金特例法による記録訂正の対象とはならないことから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間とすることが必要である。

なお、B社の元代表取締役は、請求期間のうち、昭和48年10月1日から昭和49年2月1日までの期間について、請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、請求者に係る厚生年金保険の記録における資格取得年月日が請求者の雇用保険の記録における資格取得年月日である同年3月15日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ日を資格取得年月日として記録したとは考え難いことから、事業主から同日を資格取得年月日として厚生年金保険被保険者資格取得届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500074号

厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500059号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和19年10月1日、喪失年月日を昭和20年3月14日に訂正し、昭和19年10月から昭和20年2月までの標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

昭和19年10月1日から昭和20年3月14日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書きの規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和3年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和19年10月1日から昭和20年3月14日まで

請求期間に、勤労働員学徒として一緒にA社に勤務した、B女学校(その後のC高等学校)の同期生から、昭和19年10月1日から昭和20年9月1日までの期間について自身の厚生年金保険の加入記録が判明した旨の手紙をもらった。

私は、昭和20年*月*日の大空襲により、自宅が焼失し勤務ができなくなったが、その前日までA社に継続して勤務していたので、請求期間について、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

B女学校第*期卒業*周年記念誌、C高等学校創立*周年記念誌、請求期間に係る請求者の具体的な記憶及び複数のB女学校第*期生の回答から判断すると、請求者は、昭和19年7月7日から昭和20年3月13日までの期間、継続してA社に勤務していたことが認められる。

ところで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)には、請求者の記録が見当たらないところ、被保険者名簿は被保険者について資格取得年月日順に記載・調製することになっていたが、現存する同社に係る被保険者名簿は、被保険者の姓の「いろは」順で記載されており、このことについて、日本年金機構D事務センターは、「A社に係る被保険者名簿は、資格取得年月日順に作成された被保険者名簿が何らかの理由により判読又は所在不明となったため、時期は不明であるが、事業所から氏名については「いろは」順に聞き取り調査を行い復元したものである。」旨回答している。

また、前述の復元されたものと推認される被保険者名簿には、B女学校の同期生の1人が勤労働員学徒としてA社で勤務したとする同期生23人のうち、請求者を含む9人について被保険者記録が見当たらない上、全員の勤労働員日は前述の創立*周年記念誌によると昭和19年7月7日であるところ、被保険者記録が確認できる14人のうち、被保険者資格取得日が勤労働員日より前の日となっている者がいるなど、8人について資格取得日が勤労働員日と異なり、生年月日が記されていない者も複数いる等、その記録内容は、請求期間当時の同社における被保険者記録を完全に復元したものと認められない。

さらに、請求者は、昭和20年*月*日の大空襲により自宅が焼失したため、同日以降、勤務を継続できなくなったと具体的に陳述しているところ、E市発行の新修E市史及び前述の創

立*周年記念誌には、昭和 20 年*月*日深夜から翌日未明にかけて大空襲があり当該空襲により多数の人家が被災したことが記されているが、同年*月*日の大空襲は記されていないことから、請求者の主張する大空襲は、当該市史等に記されている大空襲のことであると認められる。

なお、労働者年金保険法施行令第 10 条第 3 号及び厚生省告示第 50 号（昭和 19 年 5 月 29 日告示）により、勤労働員学徒は労働者年金保険の被保険者に該当しない者とされているが、前述のとおり、A 社に勤労働員された B 女学校第*期生の多くの者に厚生年金保険の被保険者記録が有ることから判断すると、同社では、請求期間当時、勤労働員学徒も厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていたと考えるのが自然である。

これらを総合的に判断すると、請求者が請求期間に A 社に継続して勤務していた事実が推認できるところ、同社における請求者の厚生年金保険の記録が、事業主が請求者の被保険者資格に係る届出を行った後に判読又は所在不明となり、当該記録を復元できなかった可能性が相当高いと認められる一方、これらの推認を妨げる特段の事情は見当たらないことから、請求者は、厚生年金保険の適用対象を女子及び一般事務職員まで拡大し、保険料の徴収及び保険給付に関する規定が施行された昭和 19 年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を同社において取得し、当該資格を昭和 20 年 3 月 14 日に喪失したと認めるのが妥当である。

なお、昭和 19 年 10 月から昭和 20 年 2 月までの標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500057号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500060号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成19年6月1日から平成22年11月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成19年6月から平成22年10月までの標準報酬月額については、11万円を22万円とする。
平成19年6月から平成22年10月までの上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。
事業主は、請求者に係る平成19年6月から平成22年10月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。
- 2 請求者のA社における平成19年8月8日の標準賞与額を5万円に訂正することが必要である。
平成19年8月8日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。
事業主が請求者に係る平成19年8月8日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。
- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等
氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :
- 2 請求内容の要旨
請 求 期 間 : ① 平成18年4月3日から平成22年11月1日まで
② 平成19年8月8日

A社に勤務していた請求期間①については、標準報酬月額の記録が実際の給与支給額より低く記録されており、請求期間②については、賞与が支給されたにもかかわらず標準賞与の記録が無い。

請求期間①に係る標準報酬月額の記録を訂正し、請求期間②に係る標準賞与の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①のうち、平成19年6月1日から平成22年11月1日までの期間について、請求者に係るオンライン記録の標準報酬月額は11万円と記録されているところ、金融機関提出の請求者に係る給与振込口座の取引明細書、入社日及び職種が請求者と同じであったとする者を含むA社の複数の元同僚提出の給与明細書、請求者の市民税・県民税(平成20年から平成22年までの分)に係るB市の回答書並びに請求者提出の平成22年分給与所得の源泉徴収票等により、請求者は、当該標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を標準報酬月額として認定することとなる。したがって、請求者の平成19年6月1日から平成22年11月1日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の請求者に係る給与振込口座の取引明細書、A社の複数の元同僚提出の給与明細書、請求者の市民税・県民税に係る回答書及び請求者提出の給与所得の源泉徴収票等により認められる厚生年金保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の平成19年6月1日から平成22年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、A社の庶務担当者及び同社の給与事務を請け負っているとする者はいずれも、当該期間について、請求者が主張する標準報酬月額に係る届出及び厚生年金保険料の納付を社会保険事務所（平成22年1月以降は年金事務所）に対して行ったか否かについては不明と陳述しているが、社会保険事務所が保管している請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び健康保険厚生年金保険報酬月額算定基礎届に記載された報酬月額が、請求者に係るオンライン記録の標準報酬月額（11万円）に見合う額であることから、これらの届書が事業主から提出された結果、社会保険事務所は、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間①のうち、平成18年4月3日から平成19年6月1日までの期間については、前述の請求者に係る給与振込口座の取引明細書により、請求者は、当該期間において、請求者に係るオンライン記録の標準報酬月額（11万円）を超える報酬月額をA社から支払われていたと認められるものの、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料控除額を確認できる資料は見当たらない。

また、前述のA社の複数の元同僚提出の給与明細書によると、平成18年4月3日から平成19年6月1日までの期間において各人が控除されている厚生年金保険料額はいずれも、各人の同期間に係るオンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を下回っており、当該期間について、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を超える額の保険料控除が行われていた事実は見当たらない。

このほか、請求者の平成18年4月3日から平成19年6月1日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が平成18年4月3日から平成19年6月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 請求期間②について、金融機関提出の請求者に係る給与振込口座の取引明細書及びA社の複数の元同僚提出の給与明細書により、請求者は、当該期間において、同社から標準賞与額（5万円）に見合う賞与を支給され、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の庶務担当者及び同社の給与事務を請け負っているとする者はいずれも、請求者の当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出及び厚生年金保険料の納付を社会保険事務所に対して行ったか否かについては不明と陳述しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないことと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与支払に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かに

については、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500194号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500061号

第1 結論

請求者のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和39年3月1日から同年2月21日に訂正し、昭和39年2月の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

昭和39年2月21日から同年3月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和39年2月21日から同年3月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、請求者のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和40年5月10日から同年5月21日に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和35年5月28日から同年10月21日まで
② 昭和39年2月21日から同年3月1日まで
③ 昭和40年5月10日から同年5月21日まで

請求期間①について、A社には、それまで勤務していた事業所を退職した直後に入社したが、厚生年金保険被保険者資格取得日は、入社日の昭和35年5月28日と相違している。

請求期間②及び③について、A社内の異動であり、継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録が無い。

A社に勤務していた期間は給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、請求期間①、②及び③について、年金額に反映する記録として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①については、後述する。

請求期間②について、A社の複数の元総務担当者及び元同僚の陳述から判断すると、請求者は請求期間②において、同社に継続して勤務し、請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、A社の複数の元総務担当者は、いずれも「請求期間②当時、異動日を給与締め日の翌日である21日付けにすることがあった。」旨陳述している。

以上のことから、請求者のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和39年2月21日に訂正し、請求期間②の標準報酬月額については、同年3月の厚生年金保険の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る請求期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は破産している上、請求期間②当時の元事業主は死亡しており、また、複数の元総務担当者はいずれも不明と陳述していることから、請求期間②に係る請求者の届出や保

険料納付について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

請求期間③について、A社の複数の元同僚の陳述から判断すると、請求者は請求期間③において、同社に勤務していたことが認められる。

また、A社の複数の元総務担当者は、いずれも「請求期間③当時、異動日を給与締め日の翌日である21日付けにすることがあった。」旨陳述していることから、請求者のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和40年5月21日に訂正することが妥当である。

一方、請求期間①について、A社の複数の元同僚の陳述から判断すると、請求者は昭和35年6月頃から同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社の複数の元総務担当者は、いずれも「当社は請求期間①当時、数か月の試用期間があった。試用期間は厚生年金保険に加入しない期間であり、給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」旨陳述している。

また、A社の請求期間①当時の複数の元同僚は、いずれも「A社に入社した時、同社の担当者から試用期間の説明があった。試用期間は厚生年金保険に加入していない期間であり、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。試用期間終了後に正社員に登用され、同社から健康保険被保険者証を渡された。」旨陳述している。

さらに、A社は、平成14年8月*日に破産宣告されている上、請求期間①当時の事業主も死亡しており、請求期間①当時における請求者の報酬月額等を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500041号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500052号

第1 結論

昭和36年1月から昭和38年6月までの期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和59年12月29日から昭和62年6月までの期間について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和36年1月から昭和38年6月まで
② 昭和59年12月29日から昭和62年6月まで

請求期間①について、A社に勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。C氏に誘われて同社に入社し、同社の職場でD氏と出会った。C氏とD氏には加入記録が有るのに、私だけ無いのはおかしい。給料から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、請求期間①を厚生年金保険の被保険者期間として記録してほしい。

また、請求期間②について、B社に勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。同社で勤務していたことを証明する資料として、当時の名刺と給料明細書を提出するので、請求期間②を厚生年金保険の被保険者期間として記録してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、複数の元従業員の陳述から判断すると、期間を特定できないものの、請求者がA社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本によると、同社は、昭和49年10月1日に解散している上、請求期間①当時の事業主は所在不明であり、複数の元従業員から名前が挙がった当時の給与計算事務担当者も既に亡くなっていることから、請求者の請求期間①における勤務形態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求期間①に厚生年金保険の被保険者記録が有る元従業員21人に照会し、回答が得られた14人のうち、請求者を覚えていると回答した6人のいずれの者からも、請求者が請求期間①において、給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる回答は得られなかった。

さらに、請求者は、「C氏とD氏にはA社における被保険者記録が有るのに、自身には当該記録が無い。」旨主張しているが、請求者のA社における勤務形態について具体的に記憶している元従業員はおらず、請求者と当該C氏は異なる職種であったとする陳述もあるところ、請求者及び元従業員と一緒に勤務したとする複数の同僚について、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、被保険者記録が見当たらないことから判断すると、同社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、前述の被保険者名簿を見ると、請求期間①における健康保険の整理番号は連番となっており、欠番が見当たらないことから、請求者の記録が失われた可能性は考え難い。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資

料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間②について、B社の事業主は、「請求者を知っているが、B社において、請求者を雇用したことは無く、給与を支給したことも無い。」と陳述しているところ、請求期間②に厚生年金保険の被保険者記録が有る元従業員7人に照会し、回答が得られた6人のうち、請求者を覚えていると回答した1人は、「請求者は、E業務をしていた。しかし、請求者と一緒に仕事をすることが無いので、請求者の雇用形態や勤務期間は不明である。」と回答していることから判断すると、請求者が、同社の業務に関与していたことはうかがえる。

また、B社が請求期間②当時に加入していたF健康保険組合は、「請求者がB社の従業員として当健康保険組合に加入したことは無い。」と回答している上、G公共職業安定所は、「請求者の請求期間②に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない。」と回答している。

さらに、請求者から提出された複数の給料明細書は、その全てについて支給年及び支払者名が記載されておらず、一部の給料明細書に記載されている厚生年金保険料控除額が請求期間②より後の期間における厚生年金保険料率を支給額に乗じて得られた額に一致することから判断すると、請求期間②当時にB社が発行したものとは考え難い。

加えて、請求者は、請求期間②当時、B社とH社の両社に在籍していたとして、当時の名刺を提出しているが、B社の名刺のうち1枚は請求期間②より後の平成10年以後のものであり、もう1枚の名刺には「I業務」と記載されているものの、前述のとおり、同社の事業主は同社において請求者を雇用したことは無いと陳述していることから、当該名刺をもって、請求者が同社に勤務していたと推認することはできない。

このほか、請求者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500065号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500058号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年3月1日から昭和60年10月1日まで

私は、昭和58年3月から昭和60年9月までの期間、A社において、タクシー乗務員として勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

A社入社時に、普通自動車の第二種運転免許を持っていなかったため、C自動車教習所に入所し、同免許を取得後に乗務を開始したことを記憶している。

請求期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録によると、請求者は、A社に係る雇用保険の被保険者資格を昭和60年5月22日に取得し、同年10月20日に離職している上、C自動車教習所は、「請求者は、A社の乗務員養成委託により、昭和60年1月17日に普通二種科に入所し、同年1月23日まで教習を受けていた。」旨回答していることから、請求期間のうち一部の期間について、A社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B社は、「請求期間当時の資料を保存していないため、請求者の請求期間に係る勤務状況及び厚生年金保険料を控除したか否かについては、不明である。」旨回答していることから、請求者の請求期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、請求者と同職種であったとする元従業員は、「私は、A社に入社後、二種免許を取得し、タクシー乗務員として勤務したが、厚生年金保険の加入期間は勤務期間と一致しておらず、入社から8か月後の加入となっている。同社では、社会保険に加入したいという意思表示をしなければ、加入手続を行ってもらえなかった。」旨陳述している上、同職種であった別の元従業員も、「私は、A社に入社後、二種免許を取得し、タクシー乗務員として勤務したが、厚生年金保険の加入期間は勤務期間と一致していない。同社では、社会保険に加入していない者がいた。」旨陳述していることから、A社は、請求期間当時、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、請求者が雇用保険の被保険者資格を取得した時期と同時期に、A社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している元従業員について、雇用保険の被保険者資格取得日を確認したところ、雇用保険の記録が確認できた5人のうち3人の厚生年金保険の資格取得日は、雇用保険の資格取得日より、それぞれ約5か月後、約1年後、約1年9か月後となっており、同社では、請求期間当時、厚生年金保険の加入手続と雇用保険の加入手続は同時でなかったことがうかがえる。

加えて、オンライン記録によると、請求期間において、A社に係る厚生年金保険の被保険者

資格を取得した者が20人確認できるところ、当該期間に係る健康保険整理番号に欠番は無い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500040号
厚生局事案番号 : 近畿(脱)第1500004号

第1 結論

昭和23年9月5日から昭和31年9月25日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和23年9月5日から昭和31年9月25日まで

請求期間について、昭和31年10月24日に脱退手当金を支給された期間として記録されているが、A社を退職した翌日にB県C市の実家に戻り、その後に結婚するまでの3か月半は市外に出ることなく家事手伝いをしていたので、社会保険事務所(当時)に出向いたことはなく、当時、脱退手当金制度を知らなかった私が脱退手当金を受け取れるはずはない。

調査の上、請求期間について、脱退手当金の支給記録を取り消し、年金に反映する厚生年金保険被保険者期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄には、「給付種類 脱」、「資格期間 96」、「支給金額 11,732」、「支給年月日 昭和31年10月24日」等、脱退手当金の支給記録が記載されており、当該支給記録はオンライン記録と一致している上、その支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、請求期間に係る脱退手当金の支給決定当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ老齢年金を受給できなかったところ、請求者は、A社を退職後、厚生年金保険の加入歴は無く、請求者自身も、「結婚が決まって退職し、その後に再就職することは考えていなかった。」旨陳述していることを踏まえると、請求者が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

このほか、請求者が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、請求者は、「社会保険事務所に行ったことがないので、脱退手当金を受け取れるはずがない。」旨主張しているが、請求期間当時、脱退手当金は、社会保険事務所のほか、請求者の住所地近隣の郵便局又は銀行で受領することも可能であった。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500205号
厚生局事案番号 : 近畿(脱)第1500005号

第1 結論

昭和24年4月13日から昭和31年5月6日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 男(夫)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和2年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和24年4月13日から昭和31年5月6日まで
ねんきん特別便を確認したところ、請求期間について脱退手当金を受給したことになることが分かった。
しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

訂正請求記録の対象者の厚生年金保険被保険者台帳には、請求期間に係る脱退手当金として、1万8,258円が支給決定された旨が記されており、当該支給額に計算上の誤りは無く、請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和31年9月20日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、請求期間に係る脱退手当金が支給決定された昭和31年9月20日当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ老齢年金を受給できなかったことから、請求期間に係る事業所を退職後、厚生年金保険の加入歴が無い訂正請求記録の対象者が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

このほか、訂正請求記録の対象者が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。